

国民健康保険の税率改正

令和3年度は

- ①支援分と介護分の資産割をなくします。
- ②均等割・平等割・所得割の税額が上がる世帯があります。

令和3年度国民健康保険税率

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	6.3	29.5	23,000 (+1000)	29,000 (+800)
支援分	2.6 (+0.1)	0.0% (△ 8.5)	8,500 (+1500)	9,300 (+2300)
介護分	2.2 (+0.1)	0.0% (△ 4.0)	10,200 (+200)	7,500 (+1500)

改正理由

- ①平成30年度から国保の運営主体が町から福岡県に移行した。
 県は、県内すべての国保税の算定を3方式（所得割・均等割・平等割）に統一する方針であるため。
 ～県内で、資産割を取っている自治体は8自治体（令和2年度）～
 ※持続可能な医療保険制度を守るため、今後も県の示す国保料の標準保険税率を参考に国保運営協議会で協議し町の税率を見直していく予定
- ②令和2年度の決算予測赤字解消のため。
 ※歳入不足を補填するための国保税増税を一度に行うと、被保険者への影響が大きいため、数年をかけて、国保税の改正を行う予定

令和3年度税率改正の影響は？

国保加入世帯のうち、77.5%の世帯が、国保税の増額になります。
 （1年間に1万円以上増加する世帯 9.2% 1年間に2万円以上増加する世帯 0.5%）
 ※様々なパターンを検討し、資産割をなくしたことで減少する税額を補う負担を、できるだけ分散する案を選択

- 医療分 保険給付に充てられることを目的とした税目
- 後期高齢者医療支援分 後期高齢者医療制度への支援を目的とした税目
- 介護分 介護保険料として介護納付金に充てられることを目的とした税目
- 所得割 世帯の被保険者の所得に対して賦課（課税をかけること）される。
- 資産割 被保険者の固定資産税額に税率をかけて算出される。
- 均等割 被保険者一人当たりに対して定額で賦課される。
- 平等割 国保加入世帯に対して、世帯ごとに定額で賦課される。

